

指定介護老人福祉施設 まえさと茶寿苑

重 要 事 項 説 明 書

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人 綾羽福祉会（以下「事業所」という。）が開設する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）まえさと茶寿苑（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある入所者（以下「入所者」という。）に対し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者の立場に立った適切な指定介護老人福祉施設サービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人 綾羽福祉会（シャイワカシホウジン アヤハニフクシカイ）
所在地	〒907-0001 沖縄県石垣市字大浜1349番地79
代表者	理事長 山下 努
設立年月日	平成14年1月18日

3 施設の概要

（1）施設の概要

施設名	介護老人福祉施設 まえさと茶寿苑
指定番号	4770700559
所在地	〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里204番地382
施設長	半嶺 当永（ハンミネ トウエイ）
開設年月日	平成28年4月1日
電話番号	0980-82-0080
FAX 番号	0980-87-5589
メールアドレス	chaju008002@gmail.com

(2) 居室等の概要

居室・設備の種類	室数等
居室	50室（全個室）
食堂	各ユニットに1か所
浴室	5ユニットに対して3か所
便所	各ユニットに5か所
医務室	1室
相談室	1室

<居室の変更>

下記に該当する場合は、入所者及び代理人と協議の上、実施するものとします。

- *入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入所者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。

(3) 施設の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1名
医師	入所者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
介護職員	介護業務	17名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	2名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の計画・指示・助言	1名以上
生活相談員	入所者・家族への相談援助、関係機関との連絡調整	1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	1名以上
管理栄養士又は栄養士	安全な食事提供及び栄養管理、指導	1名以上
その他の従業者		必要数

(4) 定員

1ユニット10名の計5ユニット 定員50名

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

「別紙、料金表」をご確認ください。

類	内容
施設サービス 計画の作成	施設サービス計画を作成します - 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、入所者又は代理人に対して説明し、同意を得た上で作成します。 - 施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービス内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。 - 施設は、原則として6月に1回以上、若しくは入所者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入所者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。 - 施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、入所者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介 護	入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 - 入浴又は清拭は週2回以上行います。 - 適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。 - おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えます。 - 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。 - その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
食 事	栄養並びに入所者の体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。 【食事時間】 朝食 7時30分から 昼食 12時00分から 夕食 17時30分から * 食品衛生管理上、2時間以上の食事の置き置きはできません。

相談及び援助	常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	適宜入所者のためのレクリエーションを行います。 - 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、入所者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得た上で代わって行います。 - 常に入所者のご家族との連携を図るとともに、入所者のご家族との交流の機会を確保するように努めます。 - 入所者の外出の機会を確保するように努めます。
機能訓練	機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	入所者ごとに栄養ケア計画を作成し、入所者の栄養管理を計画的に行います。
口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

施設は入所者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 教養娯楽費

施設がサービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等の費用（個人の嗜好に基づくもの）但し、すべての入所者に一律に提供される教養娯楽に係る費用は原則、施設が負担します。

② 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

③ インフルエンザ等感染症予防対策

入所者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ等感染症の予防接種を行います。

④ 複写物の交付

入所者及び代理人は、サービス提供についての記録、その他の複写物を必要とする場合は、実費相当分として、ご負担いただきます。（別紙料金表）

⑤ 事務代行サービス

- ・医療費請求に係る事務（医療機関との支払い期日の調整・立替支払い等）
- ・窓口支払い請求事務（請求書内容の取りまとめ、事務連絡等）
- ・自動引き落としに係る事務（利用料金などの請求に係る電算処理等）

5 利用料等（詳細は別紙、料金表に記載）

サービスを利用した場合のお支払い頂く「入所者負担金」は、原則として基本利用料に入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

(1) 利用料金のお支払い方法

利用料金に関しては、1ヶ月ごとに計算し請求いたします。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額といたします。

* お支払い方法・・・口座からの自動引き落とし

（引き落としに係る手数料については、入所者等の負担となります。）

6 その他の費用（詳細は、別紙料金表に記載）

食費・居住に係る費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外 第4段階

内容	金額（1日あたり）
食費（食材費・調理費）	1, 445円
居住費（ユニット型個室）	2, 066円

(2) 介護保険負担限度額認定者

内容	負担段階	金額（1日あたり）
食費（食材費・調理費）	第1段階	300円
	第2段階	390円
	第3段階①	650円
	第3段階②	1, 360円
居住費（ユニット型個室）	第1段階	880円
	第2段階	880円
	第3段階①	1, 370円
	第3段階②	1, 370円

入院・一時外泊においても、居住費は発生します。入院した翌日から6日間に関しては入院・外泊時加算自己負担額（246円／日額）及び負担限度額に応じた居住費をお支払い頂きます。7日間を超えて入院した場合、介護保険負担限度額の適用外となるため居住費として1日あたり、2, 066円をお支払い頂きます。

7 施設を退所いただく場合等

(1) 入所者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 入所者又は代理人から退所の申し出があった場合
- ⑥ 施設から退所の申し出を行った場合

(2) 入所者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入所者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の14日前までに退所届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入所者が入院された場合
- ③ 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(3) 施設からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所していただく場合があります。

- ① 入所者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入所者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが2月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入所者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入所者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合

- ⑤ 入所者が医療機関に入院し、医師の診断により 3 月を過ぎても退院の見込みがない場合、もしくは退院されても施設での生活が困難と判断される場合

- ⑥ 代理人等が責務を全うできない場合

(4) 円滑な退所のための援助

入所者が施設を退所する場合には、入所者の希望により、施設は入所者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8 代理人等について

(1) 施設では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

- ① 代理人は、入所者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
- ② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、施設と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることが出来るものとします。
- ③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の責務は、次の通りとします。

- ① 入所者に代わって又は入所者とともに、契約書第 3 条に定める同意又は要請、第 9 条 3 項、第 18 条 1 項、第 19 条 1 項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他入所者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。
- ② 入所者を代理して、又は入所者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の責務は次の通りとします。

入所者と連帯して、本契約から生じる入所者の責務を負担すること。

(4) 身元保証人の責務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、施設に残された入所者の所持品（残置物）を入所者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取りまたは処分にかかる費用を負担する事

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

- ① 連帯保証人負担は、極度額 60 万円を限度とします。
- ② 連帯保証人が負担する債務の元本は、入所者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- ③ 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入所者全ての債務の額等に関する情報を提供します。

- ④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、入所者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9 サービス利用に当たっての留意事項

(1) 面会の際

- ① 面会時間は午前8時30分から午後7時00分までとなっております。
- ② 面会の際は記帳台にある面会簿への記入をお願いします。
- ③ 飲食物の差し入れ等については、施設職員へご相談下さい。
- ④ 暴風警報発令時の面会はできません。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮下さい。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲食等
- ② 従業者又は他の入所者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の入所者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

10 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、速やかに行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入所者及

び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 4 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

入所者の人権の擁護、虐待防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

入所者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のためマニュアルを整備し、従業者教育を行います。

1 5 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守いたします。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

1 6 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

* 申し立て方法・・・来所、電話、FAX、メール、ご意見箱（記帳台に設置）

* 苦情受付窓口・・・生活相談員、介護支援専門員

受付時間 午前8時30分～午後5時30分（平日）

* 公的機関においても、次の機関において苦情申出ができます。

石垣市役所 介護長寿課	所在地 石垣市真栄里672番地 電話番号 82-7158 受付時間 8時30分から17時15分 （土日、祝祭日、年末年始を除く）
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理相談窓口	所在地 那覇市西3丁目14番18号 電話番号 098-860-9026 受付時間 9時00分から17時00分 （土日、祝祭日、年末年始を除く）
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 那覇市首里石嶺4-373-1 電話番号 098-882-5704 受付時間 9時00分から17時00分 （土日、祝祭日、年末年始を除く）

* 第三者委員による苦情の受付

第三者委員氏名	伊良部 和摩（いらぶ かずま）
住 所	石垣市宮良 3 0 8 番地の 2
電話番号	0 9 0 - 2 5 0 0 - 7 3 5 4
第三者委員氏名	前津 英次（まえつ えいじ）
住 所	石垣市大浜 2 6 2 番地の 1
電話番号	0 9 0 - 3 7 9 2 - 3 6 9 3

1 7 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関名称	所在地	診療科	連絡先
県立八重山病院	石垣市真栄里 5 8 4 - 1	総合	8 7 - 5 5 5 7
石垣島徳洲会病院	石垣市大浜 4 4 6 - 1	総合	8 8 - 0 1 2 3
すながわ歯科	石垣市登野城 7 0 - 4	訪問診療	8 2 - 2 0 3 3

* 緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

1 8 損害賠償について

当施設において、施設の責任により入所者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入所者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① 入所者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 入所者又は代理人が、サービス実施のために必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 入所者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 入所者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合